

# 入札公告（案）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年4月10日

支出負担行為担当官

佐賀県警察会計担当官 福田 英之

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
DNA型鑑定用消耗品購入の単価契約
- (2) 品名、仕様及び数量  
入札説明書による。
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所  
佐賀県警察本部警務部会計課

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和5・6・7年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B、C又はDの等級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 「暴力団排除に関する誓約事項」について誓約できる者であること。

## 3 入札手続等に関する事項

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒840-8540  
佐賀県佐賀市松原一丁目1-16  
佐賀県警察本部 会計課用度係  
電話番号 0952-24-1111（内線2237）
- (2) 入札説明書及び入札書等様式の交付日時、場所  
本公告の日から令和8年4月24日(金)午後2時まで(1)の場所で交付する。  
(土、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで。)
- (3) 入札参加申込み  
入札に参加しようとする者は、次の書類を令和8年4月24日(金)午後5時までに、(1)の場所に提出(郵送等可)しなければならない。ただし、郵送等による場合は、書留郵便又はこれに準じるものとし、期限必着とする。

- 入札参加届
  - 令和5・6・7年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)の写し
- (4) 入札書の提出期限及び開札の日時、場所
- ア 入札書提出
    - 期限 令和8年4月30日(木)午後5時
    - 場所 (1)に同じ
  - イ 開札
    - 日時 令和8年5月1日(金) 10時00分
    - 場所 佐賀県佐賀市松原一丁目1-16  
佐賀県警察本部 本館1階入札室
- (5) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (6) 入札方法
- ア 入札に参加する者は、入札書を封筒に入れ、表面に入札件名及び入札日時を記載して代表者印(代理人入札の場合は代理人印)で封印した上で、入札書を(4)アの期限までに(1)の場所に持参又は郵送等しなければならない。ただし、郵送等の場合は、二重封筒とし、外封筒表面に氏名(法人の場合はその名称又は商号)の記載、入札書在中の旨を朱書き、書留郵便又はこれに準じるものとし、期限必着とする。
  - イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。  
また、入札書に
    - 入札参加者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職・氏名)の記載
    - 代理人であることの記載
    - 当該代理人氏名の記載・押印をしなければならない。
  - ウ 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印すること。ただし、金額については訂正できない。
  - エ 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
  - オ 入札参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合がある。
  - カ 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は消費税額及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - キ 入札参加届を提出した後に、入札に参加しないこととした場合は、入札辞退届を作成の上、提出するものとする。
- (7) 入札の無効
- 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
- ア 入札公告に示した競争参加資格のない者
  - イ 当該競争入札について不正行為を行った者
  - ウ 一人で2以上の入札をした者
  - エ 代理人でその資格のない者

- オ 所定の日時及び場所に到着しない入札を行った者
- カ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- キ 入札書の内訳の金額欄の計が合計欄の額と一致しないものを提出した者
- ク その他法令又は入札に関する条件に違反した者

(8) 開札及び落札者の決定方法

- ア 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う者とする。
- イ 開札により、予定価格の制限内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。ただし、初度の開札時から立ち会わない入札者（又は代理人）は、再度入札を辞退したとみなす。
- ウ 本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、契約単価は入札書の内訳に記載された単価とする。
- エ 落札となるべき同総価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじにより決定する。
- オ 前項の場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

4 入札に関する質問の受付

- (1) 公告、入札説明書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により、3の(1)の場所へ提出すること。
  - ア 提出期限 令和8年4月16日(木)午後5時まで
  - イ 提出方法 持参又はFAX等によって提出すること。
- (2) (1)の質問に関する回答は、令和8年4月21日(火)午後5時までに書面で行う。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 詳細は、入札説明書による。